

参考見積募集要領

次のとおり参考見積を募集します。

令和7年6月24日

独立行政法人水資源機構
吉野川下流総合管理所長 谷本 修
(公印省略)

参 考 見 積 依 頼 書

いつもお世話になっております。

この度、吉野川下流総合管理所で発注を予定している「吉野川下流総合管理所冷暖房装置点検等業務（仮称）」の積算の参考とするため、別紙について見積りを頂きたいをお願い致します。なお、この参考見積依頼書は受注をお約束するものではありませんのでご了承願います。

お忙しいところ恐れ入りますが、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

1. 見積内容

別紙「参考見積仕様書」に示す内容について、価格を明記してください。

2. 見積条件

(1) 件名

吉野川下流総合管理所冷暖房装置点検等業務 見積書

(2) 見積条件

消費税(10%)を含まない価格とします。

(3) 見積書の有効期限

令和8年3月31日まで

(4) 見積書宛名

独立行政法人水資源機構 吉野川下流総合管理所長 谷本 修

(5) 見積書送付先

総務課 小林、辰田 あて

住 所：〒771-1347 徳島県板野郡上板町高瀬字宮ノ本250番22

電 話：088-624-7733 FAX：088-624-7743

メール：nyukei_yoshikaryuu@water.go.jp

(6) 提出方法

FAX、電子メール、郵送、持参いずれかの方法によりご提出をお願いします。

(見積書に社印・代表者印をお願い致します。)

3. 見積書の提出期限

令和7年7月2日(水) 17時まで

以 上

吉野川下流総合管理所
冷暖房装置点検等業務
(仮称)
見積参考仕様書

令和7年6月

独立行政法人水資源機構
吉野川下流総合管理所

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、独立行政法人水資源機構吉野川下流総合管理所（以下「機構」という。）が発注を予定する「吉野川下流総合管理所冷暖房装置点検等業務（仮称）」（以下「本業務」という。）に適用する。

(本業務の履行場所)

第2条 本業務に基づく履行場所は次のとおりとする。

- | | | |
|---|--------------------|------------|
| 1 | 板野郡上板町高瀬字宮ノ本250-22 | 吉野川下流総合管理所 |
| 2 | 徳島市川内町榎瀬841 | 旧吉野川河口堰管理所 |
| 3 | 板野郡松茂町中喜来字稲本3-1 | 旧吉野川河口堰操作所 |
| 4 | 徳島市川内町榎瀬809-1 | 吉野寮 |

(本業務の履行期間)

第3条 契約締結の翌日から令和8年2月27日までとする。なお、本業務実施にあたっては、受注者は機構とあらかじめ作業日時について打ち合わせるものとする。

(本業務の履行内容)

第4条 本業務に基づく履行内容は次のとおりとする。

- 1 点検対象の冷暖房装置は別紙1のとおりとする。
- 2 別紙1に示す冷暖房装置に関し、室内機フィルター清掃及び別紙2に記載の機能点検を、履行期間中2回(実施時期は夏季と冬季を予定)実施する。
- 3 前項の機能点検以外に、突発的に不調が発生した時は、緊急に点検等を実施する場合がある。

(設計変更)

第5条 受注者は、冷暖房装置の正常な機能の維持を図るため、前条第2項及び第3項により部品交換、機器修理その冷暖房を管理する上で措置を講ずる必要があると認められるときは機構に協議するものとし、これを機構が必要と認めたときは変更契約の対象とする。

(成果品の提出)

第6条 本業務に関する成果品は次のとおりとし、受注者は業務終了後、速やかに発注者に提出しなければならない。

- ①点検清掃一覧表（別紙1）
- ②点検等実施状況写真（別紙2）

(本業務実施上の義務)

第7条 本業務の履行に際し、第三者に対して損害を及ぼした場合には、その損害の賠償を行わなければならない。

2 故意又は過失により、管理庁舎及び機構の物品を棄損または滅失したときは、指定する期間内までに現状に復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

(業務費の支払)

第8条 機構が受注者に支払うべき本業務の業務費は、全ての業務が終了した後一括して支払うものとする。

(機密の保持)

第9条 機構及び受注者は、本業務に基づいて知り得た相手方の業務上の機密を第三者に漏えいしてはならないものとする。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について)

第10条 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

上記により、警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

上記の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

(その他)

第11条 本仕様書に定めのない事項及び業務の実施に伴い生じた疑義等については、機構と受注者双方が協議し定めるものとする。

以上

別紙 1

1. 点検対象冷暖房装置

一 吉野川下流総合管理所（板野郡上板町高瀬字宮ノ本250-22）

設置箇所	規格	台数	室外機	室内機		備考	
			点検	点検	清掃		
【1階】	執務室	天井埋込型(GHP)	1	○※	○	○	※同一室外機
	打合せ室	壁掛型	1	○	○	○	
	控室	壁掛型	1	○	○	○	
【2階】	執務室	天井埋込型(GHP)	2	○※	○	○	※同一室外機
	操作室	天井埋込型(GHP)	1	○※	○	○	※同一室外機
		壁掛型	1	○			

二 旧吉野川河口堰管理所（徳島市川内町榎瀬841）

設置箇所	規格	台数	室外機	室内機		備考	
			点検	点検	清掃		
【地階】	旧食堂	天井埋込型	1	○	○	×	
	旧厨房	天井吊型	1	○	○	×	
	旧厨房控室	壁掛型	1	○	○	×	
	会議室	天井吊型	2	○	○	○	
	会議控室	壁掛型	1	○	○	○	
	休憩室	壁掛型	1	○	○	○	
【1階】	会議室①	天井埋込型	1	○	○	○	
	会議室②	天井埋込型	1	○	○	○	
	OA機器室	壁掛型	1	○	○	○	
【2階】	執務室	天井埋込型	2	○	○	○	
	所長室	天井埋込型	1	○	○	○	
	製図室	壁掛型	1	○	○	×	
	男子更衣室	壁掛型	1	○	○	×	
	仮眠室	壁掛型	1	○	○	○	
【車庫】	2階控室	壁掛型	1	○	○	○	

三 旧吉野川河口堰操作所（板野郡松茂町中喜来字稻本3-1）

設置箇所	規格	台数	室外機	室内機		備考
			点検	点検	清掃	
執務室	天井埋込型	1	○	○	○	

四 吉野寮（徳島市川内町榎瀬809-1）

設置箇所	規格	台数	室外機	室内機		備考
			点検	点検	清掃	
食堂、控室	天井埋込型	3	○	○	○	

